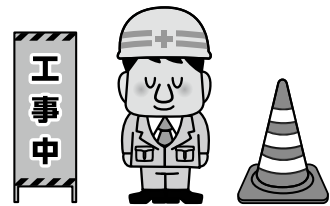


# 庁舎内部大規模改修工事のお知らせ

上三川町役場庁舎の内部大規模改修工事を実施しています。  
 工事に伴い、庁舎執務室の配置が変更になっています。  
 なお、1階は5月7日に業務を開始しました。

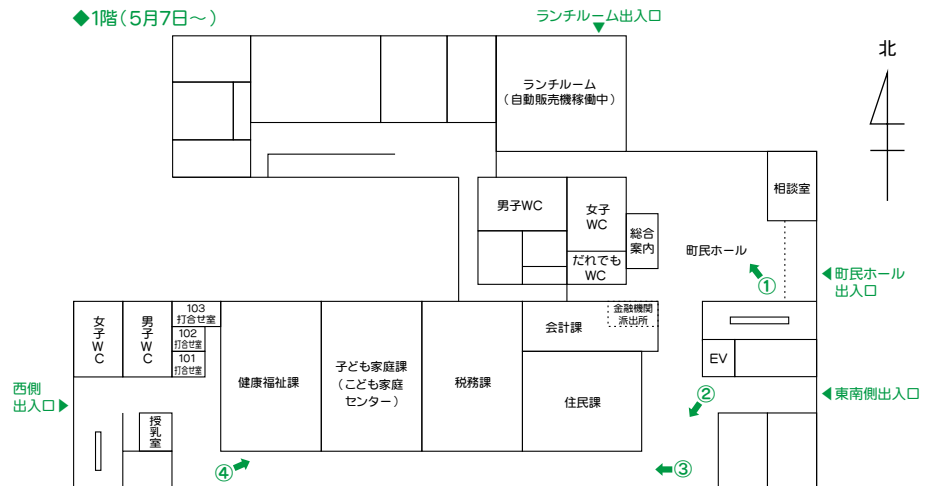


## ◆役場庁舎仮配置図

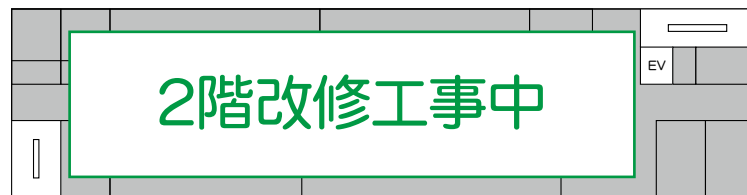
### ◆1階写真



### ◆1階(5月7日~)



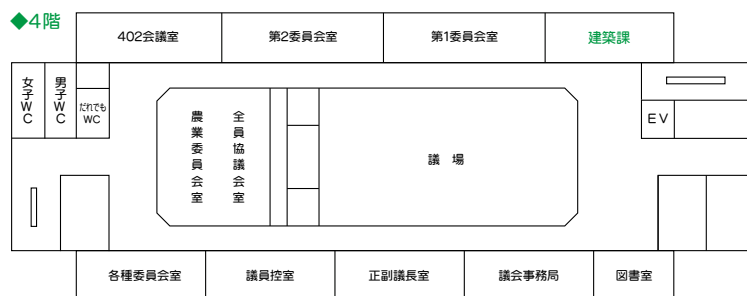
### ◆2階



### ◆3階



### ◆4階



その他 ・6月は、2階と東側階段で改修工事を実施します。

・東側階段は6月中に閉鎖しますので、エレベーターまたは西側階段をご利用下さい。

工事は解体作業を伴い、騒音が発生する場合があります。ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。なお、農政課(農業委員会事務局を含む)・商工課・都市建設課・上下水道課の4課は、仮庁舎(旧中央公民館)へ移動し、業務を行っています。

▶問い合わせ先=総務課 庁舎改修班 ☎0285(56)9174 建築課 建築係 ☎0285(56)9148



# 5月29日から 気象の警報などが 大きく変わりました!



防災気象情報  
いつ逃げる? レベルで判断!

避難の判断が  
よりしやすく

詳しくはこちら! ▶

新しい防災気象情報ポータルサイト  
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/keiho-update2026/>



レベルを付した情報の一覧表

✓ 警報・注意報の  
情報名に5段階の  
「レベル」を  
つけてお知らせ!

✓ レベル4までに  
危険な場所から  
かならず避難!

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル 1	早期注意情報			

段階を追って、危険が迫っていることをわかりやすく伝えます



## 情報が出たら、どう動く?

避難するタイミングは「レベル3」と「レベル4」!



時間推移のイメージ

数日～  
1日前

半日～  
数時間前

数時間～  
3時間前

2時間～  
0時間前

災害  
発生

### レベル1 早期注意情報

●災害への心構えを一段高める

### レベル2 注意報

●ハザードマップ等で災害リスクを再確認する  
●自治体から発表される避難情報の把握手段を再確認する

### レベル3 警報

●避難に時間がかかる高齢者等は危険な場所から避難する  
●高齢者以外の人にも必要に応じて避難の準備や自主避難

### レベル4 危険警報

●危険な場所から全員避難する  
※台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了

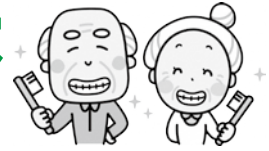
### レベル5 特別警報

●すでに安全な避難ができず、命が危険な状況  
●今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する

▶問い合わせ先=総務課 防災係 ☎0285 (56) 9115



# 6月4日～6月10日は 『歯と口の健康週間』



## ～歯みがきは 体を守る 最前線～

### 知っていますか？8020(ハチ・マル・ニイ・マル)運動

“80歳になっても20本以上自分の歯を保とう”という運動です。

20本以上の歯があれば、ほとんどの食べ物をかんで食べることができると言われています。自分の歯で食べる楽しみを味わえるようにするには、子どもからお年寄りまでの各世代で、歯を失わないようにしっかりとお口のケアをしていくことが大切です。

### 歯の健康が全身にも影響する？

歯周病は、歯を支える骨が溶けて歯が抜ける病気です。歯だけでなく、糖尿病、心臓や脳の病気、認知症、早産・低出生体重児の出産など、全身の病気に影響します。

### 健康な歯や体を守るためにできること

日頃から、お口の中の“むし歯菌”と“歯周病菌”を取り除くことが大切です。

- ・ 毎日の歯みがきをしっかり行いましょう。
- ・ 歯と歯の間や、歯と歯肉の境目の汚れなどは、歯間ブラシやデンタルフロスなどの用具を使って落としましょう。
- ・ 自分では取り除けない「歯垢」や「歯石」は、歯科医院で専用器具によって、取り除いてもらいましょう。

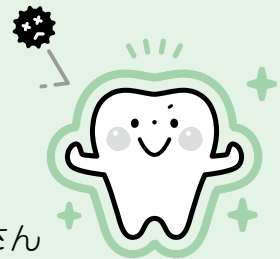


### 『フッ素塗布』を実施します

むし歯予防事業の一環として、幼児対象のフッ素塗布を実施します。ぜひご参加ください。

- ▶ 日にち=6月10日(水)・11日(木)
- ▶ 場 所=上三川いきいきプラザ 保健センター
- ▶ 費 用=無料
- ▶ 対 象=令和2年4月2日～令和5年4月1日生まれのお子さん

※事前予約制で実施いたします。詳しくは個別通知をご確認ください。



▶問い合わせ先=子ども家庭課 母子健康係 ☎0285(56)9132

## かんたんフィットネス教室(夜コース)参加者募集

ストレッチ、筋力トレーニングなど、自宅でも続けられる運動を健康運動指導士が紹介します。楽しみながら、運動不足の解消、生活習慣改善を目指してみませんか？

- ▶対象 象=40歳～69歳の上三川町民で過去5年以内(R3～7年度)に町の運動教室に参加経験のない方
- ▶定員=先着25名(初回参加者優先)
- ▶日程=8月21日から10月9日までの金曜日(全8回)
- ▶時間=午後7時30分～9時30分
- ▶場所=上三川いきいきプラザ
- ▶費用=運動で使うセラバンド代(550円または600円)
- ▶内容 例=ストレッチ、筋力トレーニング、有酸素運動等
- ▶申込方法=電話または右記申込みフォーム(QR)より
- ▶申込締切=8月7日(金) ※参加経験のある方は7月13日(月)～申込み開始となります。



[申込みフォーム]

▶申し込み・問い合わせ先=健康福祉課 成人健康係 ☎0285(56)9133

## 6月は「食育月間」です!

生涯にわたって、心も身体も健康で、質の高い生活を送るために「食」について考え、食育に取り組みましょう。

### 食育ピクトグラムを知っていますか?

「食育ピクトグラム」とは分かりやすいキャッチコピーとマークを組み合わせたものです。「食育」を多くの方に身近なものとして感じ、実践してもらうことを目的として、農林水産省が公表しています。



## 元気アップ栄養教室

町では食生活改善推進協議会と連携して生活習慣病予防のための料理教室「元気アップ栄養教室」を開催しています。ぜひご参加ください。

### 第1回「よくかんで食べよう！」

- ▶日時=6月25日(木)午前10時～正午
- ▶場所=上三川いきいきプラザ
- ▶申込締切=6月18日(木)

### 第2回「CKD(慢性腎臓病)」

- ▶日時=7月14日(火)午前10時～正午
- ▶場所=上三川いきいきプラザ
- ▶申込締切=7月7日(火)

- ▶対象 象=上三川町民で18歳以上の方
- ▶内容=講話・調理実習(おかず2～3品を調理して持ち帰り)
- ▶参加費=500円
- ▶申込方法=締切日までに成人健康係へご連絡ください。

▶問い合わせ先=健康福祉課 成人健康係 ☎0285(56)9133



明治43年創業 地域と共に116年

# 伊澤薬局

- ✓スマホ疲れ
- ✓夕方しょぼしょぼ
- ✓目が重だるい



目のつかれ **30分**でスッキリ

目のつかれ  
とりたい人集まれ～  
6月限定キャンペーン  
初回に限り30分  
**1000円→500円**

さらに!! 6月13日(土)  
無料体験会を開催!

「LINEから簡単に予約できます」



ご予約優先



**☎0285-56-2008**  
上三川4973(生沼家住宅そば) / 日・祝定休

# ～みんな知っている?たばこのルール～ 5月31日～6月6日は「禁煙週間」です



たばこには5,300種類以上の化学物質と70種類以上の発がん物質が含まれています。たばこは、がんや心臓病、脳卒中などさまざまな病気の原因になります。また近年では、認知症や骨粗鬆症、インフルエンザなどの感染症のリスクが高まるとも言われています。

また、喫煙は健康面だけでなく、たばこ代や喫煙関連疾患などによる医療費がかかるといった経済面や、皮膚のくすみやしわが目立つなどの美容面まで、いろいろな影響があります。



## 望まない受動喫煙を「ゼロ」に!

たばこは自分が吸わなくても、周囲のたばこの煙を吸う受動喫煙で、健康への影響を受けることがあります。会社、学校、病院、飲食店など**屋内は原則禁煙**です。

喫煙が可能な施設には各種喫煙室の設置と、右のような標識の提示が義務づけられています。



## 禁煙外来を活用して上手に禁煙しましょう。

「たばこをやめたいけれど、なかなかやめられない」そんな方は、禁煙外来を活用する方法があります。一定の条件を満たせば健康保険が適用されます。



医療保険が使える禁煙外来についてはこちら

## 今日から禁煙始めてみませんか?

▶問い合わせ先=健康福祉課 成人健康係 ☎0285 (56) 9133

## 「社会生活基本調査」にご協力を!!

総務省統計局(栃木県)では、10月20日現在で社会生活基本調査を実施します。

この調査は、国民生活の実態を明らかにすることを目的として、統計法(国の統計に関する基本的な法律)に基づき実施する、国の重要な統計調査です。調査結果は、ワーク・ライフ・バランスの推進、少子高齢化対策、ボランティア活動の状況の把握など、国や地方公共団体における各種施策の基礎資料として活用されます。

調査をお願いする世帯には、10月上旬から中旬にかけて、調査員が伺い、調査書類をお配りします。回答は、スマートフォンやパソコン等を使ってインターネットで回答することができるほか、紙の調査票への記入でもご回答いただけます。特に、いつでも回答可能で便利なインターネット回答を是非ご利用ください。調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いします。

▶問い合わせ先=企画課 広報係 ☎0285 (56) 9117



職種



株式会社  
**東昭こすも** 河内郡上三川町多功1928-1

## 人材募集

取引先は大手企業多数!  
「高収入」・「将来の安定」そして  
「一生モノのスキル」を手に入れてください。

- ①総合現場管理者
- ②鉄塔塗装工
- ③建築塗装工
- ④プラスト工

昇給年1回、社会保険完備、寮完備、車通勤可  
まずはお気軽にご連絡ください! 東昭こすも  検索



どうしょうくん®

戸建もお見積り無料!

## 令和7年度 情報公開実施状況

情報公開制度は、町民の皆さんが町の保有する情報(公文書)の公開を請求する権利を保障し、町の機関に対して、条例上非公開と定められている場合を除き、情報を公開することを義務付ける制度です。

上三川町情報公開条例に基づく令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日)の請求内容等は次のとおりです。

公開請求 件数	決定内容			
	公開	部分公開	非公開	不存在
29	14	15	0	0

※公開請求は、町長部局 19件、教育委員会 4件、農業委員会 1件、水道事業 2件、下水道事業 3件です。

審査請求 件数	決定内容					審査中	取下げ
	許容		棄却	却下	事情		
	全部	一部					
0	0	0	0	0	0	0	0

▶問い合わせ先=総務課 行政係 ☎0285(56)9116

## エネルギー価格等高騰対策支援金について

- ▶対象=町内に本社のある中小法人等  
・町内にお住いの個人事業者
- ▶内容=令和8年1月～5月のうち3か月分の燃料油経費(ガソリン代、灯油代等)または電力経費の一部を交付します。
- ▶交付率=40%(交付限度額:50万円)
- ▶受付期間=6月1日(月)～9月30日(水) 土日祝日を除く
- ▶申請方法=申請書類一式を郵送または窓口への提出。詳細は町ホームページをご確認ください。



▶問い合わせ先=商工課 商工振興係 ☎0285(56)9150

## 令和7年度住民税非課税世帯 支援給付金(3万円)について

町では、令和7年度住民税非課税世帯を対象に1世帯あたり3万円を支給いたします。

### ○支給対象世帯

基準日(令和8年1月1日)時点において、町の住民基本台帳に記録されている世帯で、世帯全員の令和7年度住民税均等割が非課税である世帯。

※ただし、令和7年度住民税均等割が課税されている者の扶養親族のみで構成される世帯を除く。

### ○支給額 1世帯あたり3万円

### ○給付金の手続き方法について

対象となる可能性がある世帯へ町から案内通知を令和8年5月下旬より順次発送しました。詳細は通知をご覧ください。

令和7年1月2日以降に転入された方がいる世帯など、町で課税情報が確認できない世帯には通知が届きません。対象世帯となるかをご確認のうえ、町健康福祉課までお問い合わせください。

### ○申請期限

7月10日(金曜日)

※申請期限を過ぎた場合は、給付金の受給を辞退したものとみなされますので、ご注意ください。

▶問い合わせ先=健康福祉課 社会福祉係 ☎0285(56)9190

# 4月からの国民健康保険税と軽減措置

## ●令和8年度の税率等について

令和8年度の税率は、令和7年度と変更ありませんが、医療分と後期高齢者分の賦課限度額が2万円ずつ上がります。

また令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が開始され、新たに子ども・子育て支援納付金分(子ども分)が保険税として徴収されます。

		医療分	後期高齢者分	介護分 (40歳～64歳)	子ども分
所得割額	課税標準額*に対して	6.0%	2.0%	1.8%	0.26%
均等割額	被保険者1人当たり	20,000円	8,000円	13,000円	1,510円 (18歳以上)
平等割額	1世帯当たり	17,000円	6,000円	2,000円	1,000円
賦課限度額	1世帯当たり	670,000円	260,000円	170,000円	30,000円

$$\boxed{\text{年間保険料}} = \boxed{\text{医療分}} + \boxed{\text{後期高齢者分}} + \boxed{\text{介護分}} + \boxed{\text{子ども分}}$$

\*課税標準額＝令和7年中(令和7年1月～12月)の総所得金額－43万円

## ●低所得世帯の軽減措置について

世帯の所得が基準額以下の場合、均等割額及び平等割額が7割、5割、2割に軽減される措置が適用されます。なお、税制改正に伴い、令和8年度から軽減判定の基準について次のように変更されます。

令和8年度軽減判定所得

軽減割合	基準となる所得金額(世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者の所得の合計額)
7割軽減	43万円＋{10万円×(給与所得者等の数－1)}以下の世帯
5割軽減	43万円＋(31万円×被保険者数)＋{10万円×(給与所得者等の数－1)}以下の世帯
2割軽減	43万円＋(57万円×被保険者数)＋{10万円×(給与所得者等の数－1)}以下の世帯

## ●未就学児の軽減について

子育て世帯の負担軽減を図るため、未就学児(6歳に達する日以後の3月31日までの間にある子)に係る均等割額は2分の1に軽減されます。

## ●産前産後期間の軽減について

出産予定、または出産した方は、産前産後の一定期間の国民健康保険税に係る所得割及び均等割額が軽減されます。ただし、軽減の適用には届出が必要です。

## ●旧被扶養者に対する軽減について

後期高齢者医療制度へ移行した被用者保険加入者に扶養されていた65歳以上の方の均等割額、平等割額については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間減免されます。なお、所得割額は当分の間全額免除されます。

## ●倒産、解雇等の事業主都合等による離職者の軽減について

倒産、解雇等の事業主都合による離職や雇用期間満了などによる離職について一定の要件を満たす方は、前年給与所得を30/100とみなして税額を算定します。なお、軽減を受けるには、申請が必要です。

## ●保険税の納付が遅れると・・・

納期限を過ぎると、督促状の送付(手数料の追加)や延滞金の加算、滞納処分(差押えなど)となる場合があります。また、**医療費の支払いがいったん全額自己負担となる資格確認書(特別療養)**が交付されることがあります。保険税は必ず納期限内に納めましょう。

▶問い合わせ先＝国民健康保険税について 税務課 住民税係 ☎0285(56)9122  
資格取得・喪失手続きについて 住民課 国保年金係 ☎0285(56)9134

## ORIGAMI日和 第1話「吉澤章～幼少期～」

“ORIGAMIのまち かみのかわ”。その着想の原点には町出身の創作折り紙作家吉澤章氏の存在があります。

吉澤氏は、明治44（1911）年、字下町に父團治<sup>だんじ</sup>、母セイの子として大勢の兄姉に囲まれて生まれました。幼少期は、小動物や鳥、虫たちとともに緑豊かな自然の中でのびのびと育ちました。

折り紙との出会いは4歳の頃でした。近所のお姉さんが新聞紙で舟を折って、プレゼントしてくれたのです。これをとても喜んだ吉澤氏でしたが、家に持ち帰り兄たちと奪い合いとなり、最後に舟は壊れてしまいました。なんとか元に戻そうと一生懸命折り直しましたが、上手くいきませんでした。

しかし、この出来事により吉澤氏は、一枚の紙から形作られる創造の世界に興味を抱くこととなりました。それからは、雨の日になると兄たちと、少しでも雨戸を開けて、薄明かりの縁側で新聞紙を切ってはいろいろな折り紙を教わったり、まねて折ったりするようになりました。

吉澤氏にとって、創作折り紙作家としてのスタートは故郷上三川にありました。

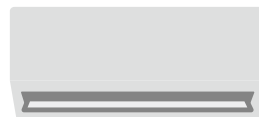
今月から始まりました「ORIGAMI日和」。不定期にて折り紙にまつわるエピソードやまちなかにある折り紙の風景をご紹介します。



▶問い合わせ先＝生涯学習課 文化係 ☎0285（56）3510

消費生活センターにご相談ください 消費豆知識 155

### 空調能力のない“エアコン”に注意!



#### 事例1

スマートフォンに室外機の要らない簡易エアコンの広告が表示された。日本の大手電機メーカーと共同開発のようなことが表示されていた。かなりの風量があり、3分で部屋中冷たくなるように見えた。商品が届き開封すると、広告とは違って弱い風がどうにか出る程度だった。

#### 事例2

動画サイトの広告動画では「スイッチを入れると1秒で16度～20度の冷風が出て、クーラーが要らない。A1機能搭載」と宣伝されていた。しかし、届いた商品はおもちゃのようで、冷風も出ない。広告はウソだった。

#### 事例3

インターネット検索中、電気ヒーターの広告が出てきた。扇風機のような形をした小さめサイズの電気ヒーターで、大手メーカーのマークがついていた。3秒ですぐに暖かくなり電気代は1か月50円程度だということで注文したが、届いたものは思っていたより小さく、たいして暖まらず、何より大手メーカーのものではなかった。

- USB電源や容量の少ないバッテリー等の少ない電力でエアコンのように部屋や空間の温度を上げたり下げたりすることはできません。
- 「〇畳の室温が数秒で〇〇度下がる／上がる」、「エアコン並み」のような能力は、家庭用のヒーター、ファン、サーキュレーターなどの送風機では実現困難です。特定の団体との関係を謳う商品は、購入前に団体のホームページや発表情報等を確認しましょう。
- 1日にかかる電気代が数円～数十円で空間の温度を変化させることは家電では実現し得ません。
- 家庭における一般的なコンセントの定格電圧はAC100V、定格電流は15Aであり、定格消費電力は1500Wです。これを超える定格消費電力の機器を使用すると、遮断機（ブレーカー）作動の原因になり、発煙発火等の事故に繋がります。購入前に1500W以下であることを確認するほか、定格電圧の表示に日本で使用されるAC100Vを含まず「AC110V」のみの商品は購入を避けましょう。
- 日本語で表示されたサイトで注文しても、商品の販売事業者は海外の事業者である場合があります。自分が今、「どこから」「何を」買おうとしているのか、購入前に確認しましょう。実際の店舗で実物を確認のうえ、購入を検討することも一つの方法です。

▶相談日時＝月～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～4時

▶相談場所＝上三川町消費生活センター（役場3階 地域生活課内）

▶相談専用電話＝☎0285（56）9153

まずは、お電話を。消費者ホットライン188でもつながります。